

重要

4年生の皆さんへ
5年生の皆さんへ

学生課学生支援係

令和7年度前期分授業料免除の申請について

標記について、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免のダブル支援）への申請を考えている学生は、4月24日（木）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を学生支援係へ提出してください。（令和6年度の給付奨学金予約申込で採用候補者として採用された学生も対象です。）

高等教育の 修学支援新制度

対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、一定の学力基準を満たしている者

※令和6年度から扶養する子の数が3人以上である多子世帯を対象とする第Ⅳ区分が追加され、支援対象が拡大されました。

※住民税非課税であっても、ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、満額支援に該当しない場合があります。

※令和7年度から多子世帯の拡充により所得によらず満額の支援となる可能性があります。



手続きの流れ

1. 各申請書（新規）提出
4月24日（木）まで
2. 「給付奨学金案内」 配付
3. 「スカラネット入力下書き用紙」確認
「通帳コピー」提出
4. スカラネットより申請内容登録
5. 採用・不採用通知交付

※2～5は、新規申請者のみ必要な手続きです。期限は、申請者に個別で案内します。



また、高等教育の修学支援制度には要件に該当しないため申請できないが、下記の対象者に該当する学生は、高専機構が実施する授業料免除に申請することが可能です。申請を希望する学生は、4月24日（木）までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（以下、「申請書」という。）を学生支援係へ提出してください。ただし、高専機構の授業料免除には給付奨学金の支給は含まれておりません。申請書を提出した学生は、下記の期限までに必要書類を取りに来てください。

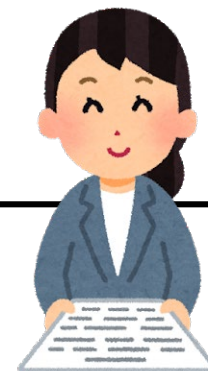
対象者

高専機構の 授業料免除制度

1. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた者
2. 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある者
3. 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急減があった者
4. その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

その他、徴収猶予の制度もあります。詳しくは学生支援係まで問い合わせてください。

手続きの流れ



1. 「申請書」提出
4月24日（木）まで
2. 「授業料免除申請書類」配付
5月16日（金）まで
※配付を開始したら、申請書提出者に個別で案内します。
3. 「授業料免除申請書類」提出
6月19日（木）まで
※提出は郵送可です。ただし、特定記録郵便等、記録が残る方法で郵送してください。